

～パートタイマーを雇用する事業主の皆さまへ～

# 短時間労働者均衡待遇推進等助成金のメニューの一部は、今年度で廃止予定です

※このお知らせは、平成23年度予算案に基づくものです。

## 短時間労働者均衡待遇推進等助成金とは…

パートタイマーの待遇を正社員と均衡のとれたものにするため、労働協約または就業規則により、正社員と共通の評価・資格制度、正社員への転換制度などを導入し、実際に制度の利用者が出た事業主に対して支給される助成金です。以下の支給対象メニューがあります。

- ① 正社員と共通の評価・資格制度
- ② **パートタイマーの能力・職務に応じた評価・資格制度**
- ③ 正社員への転換制度
- ④ 教育訓練制度
- ⑤ 健康診断制度

**廃止予定**

現行の助成金制度の見直しを行い、助成対象のうち「**パートタイマーの能力・職務に応じた評価・資格制度**」を平成22年度限りで廃止する予定です。

「**パートタイマーの能力・職務に応じた評価・資格制度**」への助成金申請を予定されている場合は…

平成23年3月31日までに支給要件を満たした事業主のみ申請が可能です。

支給要件を満たすには、平成23年3月31日までに、次の①及び②の取組が必要です。

- ① 労働協約または就業規則により制度を導入
- ② 導入した評価・資格制度を全てのパートタイム労働者に適用して、格付けなどを行う

※平成23年3月31日までに制度を導入しても、制度の適用（人事評価に基づくパートタイム労働者の格付け）が平成23年4月1日以降になった場合は助成金を受給できません。

「正社員と共通の評価・資格制度」に対する助成金は継続予定です。パートタイム労働者の均衡待遇の推進に向け、こちらの制度の導入をご検討ください。

# 平成22年度の短時間労働者均衡待遇推進等助成金

## 1 短時間労働者均衡待遇推進等助成金

パートタイマーと正社員の共通の評価・資格制度や正社員への転換制度などを導入し、実際に制度利用者が出た事業主に対して助成金を支給します。

| 支給対象メニュー                          | 支給額  |      |
|-----------------------------------|------|------|
|                                   | 大企業  | 中小企業 |
| ① 正社員と共通の評価・資格制度                  | 50万円 | 60万円 |
| ② <b>パートタイマーの能力・職務に応じた評価・資格制度</b> | 30万円 | 40万円 |
| ③ 正社員への転換制度                       |      |      |
| ④ 教育訓練制度                          |      |      |
| ⑤ 健康診断制度                          |      |      |

※支給額については、対象者が出たときと6カ月経過後の2回に分けて支給

※中小企業の範囲

| 業種 →      | 一般業種   | 卸売業    | サービス業  | 小売業(飲食店を含む) |
|-----------|--------|--------|--------|-------------|
| 常時雇用する労働者 | 300人以下 | 100人以下 | 100人以下 | 50人以下       |
| 資本金・出資金   | 3億円以下  | 1億円以下  | 5千万円以下 | 5千万円以下      |

## 2 短時間正社員制度導入促進等助成金

短時間正社員制度(所定労働時間が短いながら正社員として適正な評価と公正な待遇が図られた働き方)を導入し、実際に制度利用者が出たとき、事業主に対して助成金を支給します(制度利用者10人目まで)。

| 支給対象メニュー                | 支給額           |               |
|-------------------------|---------------|---------------|
|                         | 大規模事業主        | 中小規模事業主       |
| ① 短時間正社員制度の導入(1人目)      | 30万円          | 40万円          |
| ② 短時間正社員制度の定着(2人目~10人目) | 1人につき<br>15万円 | 1人につき<br>20万円 |

※①については、制度利用者が出たときと6カ月経過後の2回に分けて支給

※中小規模事業主:常時雇用する労働者が300人を超えない事業主 大規模事業主:中小規模事業主以外の事業主

### 問い合わせ先

短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給要件の詳細や申請期限については、お近くの(財)21世紀職業財団地方事務所にお問い合わせください。

<http://www.jiwe.or.jp>